

事業報告書

(自 令和5年8月1日 至 令和6年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 片岡皮膚科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 広島県呉市本通4丁目6番5号

(3) 設立認可年月日 平成14年8月14日

(4) 設立登記年月日 平成14年8月21日

(5) 役員及び評議員

理事長 片岡和洋

理事

監事

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	開設場所
診療所	片岡皮膚科	広島県呉市本通4丁目6番5号

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和5年9月30日 令和4年度決算の決定

令和6年7月31日 令和6年度の事業計画及び収支予算の決定

法人名 医療法人社団片岡皮膚科

所在地 呉市本通4丁目6番5号

財 産 目 録

1. 資 産 額	64,578 千円
2. 負 債 額	10,505 千円
3. 純 資 産 額	54,073 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	60,483
B 固 定 資 産	4,095
C 資 産 合 計 (A + B)	64,578
D 負 債 合 計	10,505
E 純 資 産 (C - D)	54,073

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人社団片岡皮膚科

所在地 呉市本通4丁目6番5号

貸 借 対 照 表

(令和6年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	60,483	I 流 動 負 債	10,505
II 固 定 資 産	4,095	II 固 定 負 債	
1 有 形 固 定 資 産	1,328	(うち医療機関債)	()
2 無 形 固 定 資 産	367	負 債 合 計	10,505
3 そ の 他 の 資 産	2,400	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	()	科 目	金 額
		I 出資金	32,000
		II 積立金	
		III 評価・換算差額等	22,073
		純 資 産 合 計	54,073
資 産 合 計	64,578	負債・純資産合計	64,578

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

(診療所のみを開設する医療法人)

法人名 医療法人社団片岡皮膚科

所在地 呉市本通4丁目6番5号

損 益 計 算 書

(自 令和 5 年 8 月 1 日 至 令和 6 年 7 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	80,398
2 事業費用	82,692
本来業務事業損失	△ 2,294
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業損失	△ 2,294
II 事業外収益	10,995
III 事業外費用	427
経常利益	8,274
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	8,274
法人税等	1,255
当期純利益	7,019

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 片岡皮膚科
所在地 県市本通4丁目6番5号

※医療法人整理番号 0 2 4 7 9

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 片岡皮膚科
理事長 片岡 和洋 殿

私は、医療法人社団片岡皮膚科の令和5年度（令和5年8月1日から令和6年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 9月22日
医療法人社団 片岡皮膚科
監事